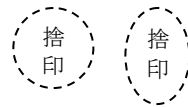


【記載例】
農地法第3条の規定による許可申請書



〇〇年〇〇月〇〇日

島田市農業委員会長 殿

譲渡人、賃貸人、使用貸人など必要に応じ変えてください。

<譲渡人>

住所 島田市中央町1番の1

氏名 島田 一郎



<譲受人>

住所 島田市中央町1番の1

氏名 島田 次郎



下記農地（採草放牧地）について

所有権
賃借権
使用貸借による権利
その他使用収益権（ ）

を { 設定 (期間 年間) }
{ 移転 }

したいので、農地法第3条第1項に規定する許可を申請します。(該当する内容に○を付してください。)

譲渡人、賃貸人、使用貸人など必要に応じ変えてください。 記

1 申請者の氏名等

申請者	氏名	年齢	職業	住所
譲渡人	島田 一郎	64	農業	島田市中央町1番の1
譲受人	島田 次郎	49	農業	島田市中央町1番の1

2 許可を受けようとする土地の所在等（土地の登記事項証明書を添付してください。）

所在・地番	地目		面積 (㎡)	対価、賃料 等の額 (円) 〔10a当たりの額〕	所有者の氏名又 は名称 〔現所有者が登記 簿と異なる場合〕	所有権以外の使用収益権が設 定されている場合	
	登記簿	現況				権利の 種類、内容	権利者の氏名又 は名称
島田市〇〇字〇〇 111番1	田	田	500	500,000円 (1,000,000円)	島田 次郎	—	—
島田市〇〇字〇〇 111番2	田	田	500	500,000円 (1,000,000円)	島田 一郎	—	—
		以下	余白		(

※権利を取得しようとする理由を明記してください。

3 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

- ・権利の移転は、農地法第3条許可後（又は〇〇年〇〇月〇〇日）とする。土地の引渡の時期は、〇〇年〇〇月〇〇日とする。
- ・賃借権の設定は、〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日の〇〇年間とする。土地の引渡の時期は、〇〇年〇〇月〇〇日とする。
- ・使用貸借による権利の設定は、農地法第3条許可日から10年間とする。ただし、その後は不定期契約とする。土地の引渡の時期は、〇〇年〇〇月〇〇日

(記載要領)

1. 申請者の氏名（法人にあっては、代表者等の氏名）
2. 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地及び支店等の所在地を記載し、主たる事務所の寄付行為の写しを添付（独立行政法人の場合は、主たる事務所の所在地を記載し、主たる事務所の寄付行為の写しを添付）してください。
3. 競売、民事調停等による単独行為での権利の設定又は移転である場合は、当該競売、民事調停等を証する書面を添付してください。
4. 記の3は、権利を設定又は移転しようとする時期、土地の引渡しを受けようとする時期、契約期間等を記載してください。また、水田裏作の目的に供するための権利を設定しようとする場合は、水田裏作として耕作する期間の始期及び終期並びに当該水田の表作及び裏作の作付に係る事業の概要を併せて記載してください。

権利を設定又は移転しようとする時期、土地の引渡しを受けようとする時期、契約期間等を記載して下さい。



<農地法第3条第2項第1号関係>

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地及び採草放牧地の利用の状況

		農地面積 (㎡)			採草放牧地面積 (㎡)	
		田	畑	樹園地		
所有地	自作地	10,000	3,000	7,000	—	
	貸付地	—	—	—	—	
		所在・地番			地目	面積 (㎡)
	登記簿		現況			
	非耕作地	—	—	—	—	—

		農地面積 (㎡)			採草放牧地面積 (㎡)	
		田	畑	樹園地		
所有地以外の土地	借入地	—	—	—	—	
	貸付地	—	—	—	—	
		所在・地番			地目	面積 (㎡)
	登記簿		現況			
	非耕作地	—	—	—	—	—



1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況

(1) 作付(予定)作物、作物別の作付面積

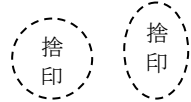
	田		畑			樹園地		採草放牧地
	水稲					茶		
作付(予定)作物	水稲					茶		
権利取得後の面積 (㎡)	4,000					7,000		

(2) 大農機具又は家畜

数量	種類	トラクター	田植機	茶刈機	軽トラック	噴霧機		
		確保しているもの	所有 リース	1台	1台	2台	1台	1台
導入予定のもの	所有 リース 〔資金繰りについて〕							

(記載要領)

- 「自作地」、「貸付地」及び「借入地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載してください。なお、「所有地以外の土地」欄の「貸付地」は、農地法第3条第2項第6号の括弧書きに該当する土地です。
- 「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「～であることから条件不利地である」、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～のため〇年間休耕中である」等耕作又は養畜の事業に供することができない旨を詳細に記載してください。
- 「大農機具」とは、トラクター、耕うん機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、牛、豚、鶏等です。
- 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ（融資を受けられることが確実なものに限る。）等資金繰りについても記載してください。



(3) 農作業に従事する者

- ① 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況
農作業暦 15 年、農業技術修学暦 _____ 年、その他 ()

② 世帯員等その他 常時雇用している 労働力 (人)	現在: 2人 (農作業経験の状況: 10年~30年)
	増員予定: (農作業経験の状況:)
③ 臨時雇用労働力 (年間延人数)	現在: (農作業経験の状況:)
	増員予定: (農作業経験の状況:)

- ④ ①~③の者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間

通作距離: 5 km、通作時間: 15分

<農地法第3条第2項第2号関係> (権利を取得しようとする者が農業生産法人である場合のみ記載してください。)

- 2 その法人の構成員等の状況 (別紙に記載し、添付してください。)

別紙なし

<農地法第3条第2項第3号関係> (信託の引受けにより権利が取得される場合のみ記載してください。)

- 3 信託契約の内容

なし

<農地法第3条第2項第4号関係> (権利を取得しようとする者が個人である場合のみ記載してください。)

- 4 権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況 (「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいいます。)

(1) 常時従事している者の氏名	(2) 年齢	(3) 主たる職業	(4) 権利取得者との関係
島田太郎	49	農業	本人
島田花子	47	農業	妻
島田一郎	64	農業	父

- (5) その者の農作業への従事状況 (該当する期間(実績又は見込み)を「 \longleftrightarrow 」で示してください。)

世帯員それぞれの年間従事日数を記載してください。 する期間	業	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	す			\longleftrightarrow									
	る期間	\longleftrightarrow											

(「農作業に常時従事する期間」とは、その期間、必要な農作業(耕うん、播種、施肥、刈取り等)にいつでも従事できる状態にあることをいいます。)

島田太郎 180日、島田花子 100日、島田一郎 100日

<農地法第3条第2項第5号関係>

- 5-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における経営面積の状況 (一般)

- (1) 権利取得後において耕作の事業に供する農地の面積の合計

(権利を有する農地の面積+権利を取得しようとする農地の面積) = **11,000** (㎡)

- (2) 権利取得後において耕作又は養畜の事業に供する採草放牧地の面積の合計

(権利を有する採草放牧地の面積+権利を取得しようとする採草放牧地の面積) = (㎡)



5-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における経営面積の状況（特例）
以下のいずれかに該当する場合は、5-1を記載することに代えて該当するものに印を付してください。

- 権利の取得後における耕作の事業は、草花等の栽培でその経営が集約的に行われるものである。
- 権利を取得しようとする者が、農業委員会のあっせんに基づく農地又は採草放牧地の交換によりその権利を取得しようとするものであり、かつ、その交換の相手方の耕作の事業に供すべき農地の面積の合計又は耕作若しくは養畜の事業に供すべき採草放牧地の面積の合計が、その交換による権利の移転の結果所要の面積を下ることとならない。
（「所要の面積」とは、北海道で2ha、都府県で50aです。ただし、農業委員会が別に定めた面積がある場合は当該面積です。）
- 本件権利の設定又は移転は、その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地又は採草放牧地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地又は採草放牧地につき、当該隣接する農地又は採草放牧地を現に耕作又は養畜の事業に供している者が権利を取得するものである。

<農地法第3条第2項第6号関係>

6 農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者（賃借人等）が、その土地を貸し付け、又は質入しようとする場合には、以下のうち該当するものに印を付してください。

- 賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。
- 賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。
- 農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体がその土地を農地売買等事業の実施により貸し付けようとする場合である。
- その土地を水田裏作（田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培すること。）の目的に供するため貸し付けようとする場合である。
（表作の作付内容＝、裏作の作付内容＝）
- 農業生産法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

<農地法第3条第2項第7号関係>

7 周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を以下に記載してください。

（例えば、集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用方法の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記載してください。）

- ・ 地域農業集落の取り決めに従い、支障のでないよう耕作を行います。
- ・ 地域の農地の利用調整に協力します。
- ・ 農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従います。